

子ども家庭総合支援拠点を設置しました！

令和4年4月1日から、子どもの健やかな成長をサポートする場所として、多世代ふれ愛ベース長瀬に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。本拠点では、0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭、また妊産婦等を対象として、様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じて適切な支援を行います。

❖❖ こんな悩み、心配はありませんか？ ❖❖

- ・相談できる人がいない
- ・家族から暴言や暴力を受けている
- ・学校に行きたくない
- ・生活が苦しい
- ・子育てが辛い
- ・イライラして子どもに当たってしまう
- ・怒鳴り声や子どもの泣き声が聞こえて心配
- ・子どもだけで留守番をしているようで心配

❖❖ 相談方法などは？ ❖❖

来所、電話、訪問で受け付けます。

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後4時 ☎26・5585

❖❖ スタッフはいるの？ ❖❖

「こども家庭支援員」を1名配置し相談対応などを行います。

❖❖ 多世代ふれ愛ベース長瀬にはどんな機能がありますか？ ❖❖

多世代ふれ愛ベース長瀬は、世代間の交流や集いの場であるほか、地域子育て支援拠点、子育て世代包括支援センターの機能を持っており、子育て支援事業や子育て講座などを実施しています。さらに子ども家庭総合支援拠点の機能を加え、相談体制を強化し、支援員が相談者と共に考え、専門的な機関と連携した対応を行うなど、子ども達やその家庭にたゆまぬ支援を行っていきます。お気軽にご相談ください。

問合せ 健康福祉課 福祉担当 ☎66・3111 内線135
多世代ふれ愛ベース長瀬 ☎26・5585

子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組のひとつとして、臨時特別給付金を支給します。支給対象、支給手続についてご確認ください。

●支給対象

子育て世帯への臨時特別給付金の受給者の配偶者だった方のうち離婚等をした方で、次の(1)、(2)又は(3)に該当する方

- (1) 令和3年9月分の児童手当の受給者ではなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった方
- (2) 令和3年9月30日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日において高校生等を養育している方
- (3) その他これらに準用する方（詳細はホームページに掲載しています。）

※児童手当法の所得制限限度額以上の方（特例給付者）、もしくはそれに準ずる所得の方は対象外です。

●支給手続

- ・上記(1)に該当する方については、3月中に通知を送付しました。
(公務員で該当する方は、通知を送付していないため下記問合せ先までご連絡ください。)
- ・上記(2)、(3)に該当する方については、下記問合せ先までご連絡ください。

●支給額 児童1人あたり一律10万円

●申請期限 令和4年4月15日(金)まで

●申請受付場所 役場健康福祉課窓口

問合せ 健康福祉課 福祉担当 ☎66・3111 内線134、135

子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨を再開します

平成25年から積極的勧奨を差し控えていた子宮頸がんワクチンについて、令和4年4月より積極的勧奨を再開します。標準的な接種期間にあたる13歳になる女子とこれまで個別勧奨を受けていない14歳～16歳の女子で未接種の方へ個別で通知いたします。なお、12歳になる女子についても希望する場合は接種可能ですので、役場健康福祉課窓口で手続きを行い、予診票の交付を受けてください。

また、平成9年度から平成17年度生まれで未接種の女性の方は、令和7年3月まで無料接種が受けられます。個別で通知いたしますので、接種の効果や副反応などについて十分理解された上で、接種を受けてください。

問合せ 健康福祉課 健康担当 ☎66・3111 内線132、133